

第7号の2様式（その1）記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
3「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表6②）の1の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表6の2）の1の欄の金額を記載します。	
4「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
5「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
6「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
7「⑨又は当初申告税額控除額⑩」	(1) ②に規定する場合（③に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑩」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について地方税法（以下「法」といいます。）第53条第39項の規定の適用を受ける場合（③に規定するときを除きます。）には、「⑨又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。	
8「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (2) ⑮の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額	
9「各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 (2) 都道府県ごとの⑬の欄の計算は、⑩、⑪及び⑫の各欄の金額の合計額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 (3) ⑬の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。 また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑬の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	